

広島県告示第七百八十五号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十年九月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団杏佑会笠井病院	尾道市久保一丁目三番一 九号	平成二十三年九月二四日	更新
医療法人社団樹章会本永病院	東広島市西条岡町八番一 三号	平成二十三年九月二四日	更新